いじめ防止基本方針（令和６年４月）

いじめに対する組織的取組

校　長

教　頭

○校内のいじめの実態とその指導状況の把握に努め、適切な対応について、教職員の理解を図る。
○生徒指導関係の職員会議を設定し、全教職員が共通の理解をもって対応する技術を身につける体制を作る。
○いじめに関することについて校長に報告し、その指導の下に全校体制での取り組みを推進する。
○ＰＴＡや関係機関・外部機関との協力体制を確立し、風通しの良い学校づくりに努める。

相談室

○各学年の生徒の状況を把握し、いじめが発見された場合は、担任のサポートに努める。
○いじめの内容について特別な教育的措置が必要と判断された場合は、生徒課と連携し対処する。
○全校集会や学年集会を開き、いじめについて理解させ、意識の向上を図る。
○全教職員にいじめについての幅広い情報を提供し、率先して問題解決にあたる。
○職員研修の場を設置し、全職員がいじめ対策等の専門的技術を身につける体制を作る。
○学校・家庭・地域が一体となった指導を進めるため関係機関・外部機関との連携を積極的に進める。
○学級担任が気づきにくい生徒の様々な問題の把握に努め、「心の居場所」作りに努める。

生徒

○いじめについての幅広い情報を収集し、相談室との連携を密にして問題の早期解決に努める。
○学級担任が気づきにくい生徒の様々な変化の把握に努め、問題の早期発見と早期対応に努める。

いじめ即応チーム
校長　教頭　生徒指導主事
相談室長　養護教諭
各学年主任　スクールカウンセラー
生徒指導サポーター

学年主任　学年団

○学級担任との連携を図り、学年内のいじめの把握に努める。
○担任と問題解決にあたるとともにいじめの情報を積極的に学年会で共有する。
○学年内のいじめについて相談室に報告し、担任も含めて対応策を検討する。また、必要に応じて、他学年との連携を図る。
○学年の指導方針について保護者の理解を深めるため、積極的に情報の収集や提供に努める。

学級担任

○自分の学級にもいじめはあり得るとの認識を持ち、生徒の日々の生活や言動をきめ細かに観察する。
○個人面談や登下校指導等を利用し、可能な限り生徒たちと積極的に触れ合うようにする。
○出欠や遅刻状況を正確に把握し、その原因を確認する。
○いじめが発生したり、いじめのサインをとらえたりした場合は、早期に学年主任や他の教員との連携を図る。
○生徒や保護者からの相談や訴えについては、どんな些細なことでも誠意をもって対応する。

保健室

○訴えてきた生徒の心情を十分に受け止め、信頼され安心できる保健室づくりに努める。
○把握したいいじめの情報を担任や相談室に伝え、解決に向けて有効な対策を講じる。
○担任と十分な連絡を取り、家庭との連携を密にして問題の解決にあたる。

教科担任

○授業中に言葉をかけたり、当該クラスの全体的な状況把握に努める。
○成績や授業態度の変化に注意し、問題点があれば担任に情報を伝える